

大磯町有害鳥獣対策協議会有害鳥獣捕獲交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に基づき、イノシシ及びシカによる農作物等への被害の軽減及び生活環境の保全等に向け、捕獲の更なる強化を図るため、大磯町有害鳥獣対策協議会が大磯町有害鳥獣対策協議会有害鳥獣捕獲交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付対象事業は、イノシシ又はシカ（以下「対象鳥獣」という。）を捕獲する事業とする。

2 交付対象となる捕獲個体は、大磯町内で捕獲された対象鳥獣とする。ただし、町が委託した有害鳥獣の捕獲に係る事業により捕獲された個体を除く。

3 交付対象者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の規定に基づき、対象鳥獣の捕獲許可を受けた者とする。

4 複数の者が協働して捕獲した場合は、その代表者のみを交付対象者とする。

(捕獲個体確認方法)

第3条 捕獲個体の確認は、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル（令和元年8月農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課。以下「捕獲確認マニュアル」という。）に基づき、実施するものとする。

2 捕獲確認マニュアルが改定された場合においては、捕獲確認マニュアルの実質的内容を継承するマニュアルその他の指針に基づき、捕獲個体の確認を実施するものとする。

(ジビエ利用)

第4条 交付対象者は、捕獲個体をジビエに利用する場合においては、令和3年4月1日2消安第6357号2農振第3720号消費・安全局長農林振興局長通知の別添の「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」の記載事項を遵守しなければならない。

(交付金の額)

第5条 捕獲個体に対する1頭あたりの交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) イノシシ及びシカの成獣 7,000円

(2) イノシシ及びシカの幼獣 1,000円

2 前項第1号について、ジビエに利用した場合においては、1頭あたり9,000円とする。

3 前項第2号の幼獣は、イノシシにあつては体に縞模様がついた個体をいい、シカにあつては体に鹿の子模様がついた体重がおおむね20kg未満の個体をいう。

4 交付金の額は、当該年度の大磯町有害鳥獣対策協議会の予算の範囲内の額を限度とす

る。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、大磯町有害鳥獣対策協議会有害鳥獣捕獲交付金交付申請書（第1号様式）を大磯町有害鳥獣対策協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領及び捕獲確認マニュアルに基づき、必要書類等を提出するものとする。

3 申請者が、捕獲個体を、ジビエに利用するために捕獲個体を処理加工施設へ搬入した場合は、当該施設の確認者が発行する有害鳥獣等捕獲確認書（第3号様式）の半券を提出するものとする。

4 申請者が、前項の半券を提出した場合は、捕獲確認マニュアルに基づく捕獲個体の尾の提出は省略できるものとする。

(交付金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付又は不交付を決定し大磯町有害鳥獣対策協議会有害鳥獣捕獲交付金決定通知書（第4号様式）により申請者へ通知するものとする。

(暴力団排除)

第8条 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号。以下、「暴力団排除条例」という。）第8条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、交付対象としない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員

2 会長は、必要に応じて、申請者又は交付金の交付決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

3 申請者又は交付金の交付決定を受けた者は、会長が前項の確認を行う必要があると認めるときは、暴力団排除に係る同意書（第4号様式）を会長に提出するものとする。

(交付請求)

第9条 交付の決定を受けた者は、大磯町有害鳥獣対策協議会有害鳥獣捕獲交付金請求書（第5号様式）を会長に提出する。

(交付決定の取消し)

第10条 申請者が偽りその他の不正な手段により交付金の交付を受けたときは、会長は交付金の交付決定を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、大磯町有害鳥獣対策協議会有害鳥獣対策交付金決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第11条 会長は、交付金の交付決定を取り消した場合において既に交付金が交付されているときは、期間を定めて当該交付金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(有害鳥獣捕獲確認書の調製)

第13条 会長は、国から捕獲活動経費の交付を受けるため、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害鳥獣捕獲確認書（第6号様式）を調製する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。